

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(信用リスク削減)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第 86 条	デリバティブ内包型特約付き預金商品の預金部分は、派生商品取引に係るリスクに対して担保的な役割を果たす条項が契約書上に盛り込まれているが、質権を設定しているわけではない。実質的には当該預金は担保としての機能があるので、第 86 条第 1 号の適格金融資産担保に係る担保権を維持しているものとみなしてよいかを確認したい。	個別取引の約定内容等によりますので、お答えいたしかねます。
2	第 87 条 (信金第 85 条)	「取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する」とは、取引上の依存度、支配力基準で判断すると考えるのか。取引上の依存度で判断するとした場合、具体的な依存率などはあるのか。	今後、解釈集等において、明確化を図る予定です。
3	第 89 条 (信金第 87 条)	自行預金を(根)担保として拘束し、貸出金の一部を保全している場合、エクスポージャーの削減に優先順位はあるか。例えば、リスク・ウェイトの高いものから低いものへなど。	法律上、契約上の制約がなく、現実に銀行の任意の順位で充当可能な場合、規制上の制約はありません。
4	第 89 条 第 1 号	①SPC 発行によるクレジット・リンク債についても第 89 条 1 項 1 号括弧中の「銀行がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合」に含まれると解釈して良いか。 ②第 89 条 1 号の括弧中の「以下同じ」については、現金及び自行預金のみならず、第 89 条 2 号乃至 7 号の適格金融資産担保についても、第 89 条 1 号括弧中の内容を適用するという趣旨と解するが、これは、信用リスク削減手法を用いる金融機関が自ら発行する債券及	どのような取扱いが適切かについて、検討をすすめる予定です。

		<p>び株式を適格金融資産担保とする場合においても適用される旨を確認したい。</p> <p>③信用リスク削減手法を用いる金融機関が自ら発行する債券及び株式を適格金融資産担保とする場合において、適格金融資産担保における信用リスク削減額を算定するにあたって、自行に対する信用リスクを他の発行体が発行した債券等より低く見積もることが適切であると考えため、規定上での対応を要望する。</p>	
5	第 89 条 第 1 項 第 5 号	<p>第 89 条第 1 項第 5 号ニ及びホで参照されている信用リスク区分「2-2」は、「4-3」の誤植ではないか。</p>	御指摘を踏まえ、告示案を修正致します。
6	第 89 条 第 5 号ニ	<p>見直し前告示案で「適格格付機関が 4-3 又は 5-3 の信用リスク区分に対応する格付～」を「適格格付機関が 2-2 又は 5-3 の信用リスク区分に対応する格付～」と変更されたが、変更する必要がないのではないか。</p>	同上
7	第 89 条 第 5 号ホ	<p>見直し前告示案で「当該債券の信用リスク度が信用リスク区分において 4-3 又は 5-3 を下回る～」を「当該債券の信用リスク度が信用リスク区分において 2-2 又は 5-3 を下回る～」と変更されたが、変更する必要がないのではないか。</p>	同上
8	第 89 条 (農協第 64 条)	<p>自組合共済担保貸付は共済契約に基づくすべての請求権に質権を設定し、借入申込み時の解約返戻金の 80%を限度として貸し付ける仕組みであるため、債務者の返済能力に懸念が生じた場合であっても解約返戻金で充当できる。他業態に無い系統特有の貸付形態であり、自組合貯金担保貸付と同等のリスク軽減が見込まれることから、自組合共済についても適格金融資産担保として認めていただき</p>	<p>バーゼルⅡにおいては、共済その他の保険に関する支払債務は、適格金融資産担保として認められておりません。</p>

		たい。	
9	第 89 条	<p>地域金融機関がシンセ方式により中小企業向け貸付の証券化を実施する場合、適格担保として自行預金を選択することは、クレジットリンク・ノートを購入する投資家から敬遠される（クレジットリンク・ノートの裏付け資産となる地域金融機関預金の格付が低いもしくは無格付ケースが少なくない）ため、容易ではない。さらに、適格担保を国債等の債券とすることも実務上困難（クレジットリンク・ノートの期日と担保である債券の期日を完全にマッチさせることは不可能）である。そのため、格付の高い他行預金をクレジット・デリバティブの担保とするほかに現実的な手段は無い。他行預金が適格担保とならなければ、信用リスク削減効果を得られず、証券化のインセンティブを損なわせる結果となる。このような場合、担保権の付された他行預金についても適格金融資産担保とすることが妥当と考える。</p>	<p>どのような取扱いが適切かについて、検討をすすめる予定です。</p>
10	第 89 条 第 4 号	<p>第 89 条第 4 号の「適格格付機関が格付を付与している債券」とは、「個別格付」が付与されたものが対象であり、債務者信用力格付のみしか無い発行体が発行する債券については、無格付の債券として同条 5 号の適格格付機関が格付を付与していない債券として取扱うのか。それとも、第 51 条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを、適格金融資産担保に適用して付与したのものをもって適格格付機関が格付を付与している債権としてもよいのかを確認したい。</p>	<p>第 89 条第 4 号においては、当該債券自身に格付が付されている必要があります。</p>

11	第 116 条 第 5 号口	「国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券」は第五号の口の対象となるという理解でよいか。	第 116 条第 5 号口に規定する「中央政府等」は、第 94 条第 1 項第 1 号の(注)において、「中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう」と定義されています。
12	第 116 条 (信金第 114 条)	融資取引先の預金に担保権を設定している場合は、適格金融資産担保であり(第 117 条(信金第 115 条)の‘みなし担保預金’ではなく)、リスク・ウェイトは第 116 条(信金第 114 条)第 5 号イによりゼロとなる。この場合、残存期間の条件は「担保の期間」となるので、担保権の設定を解除しない限り、たとえ満期到来預金であっても問題にならないと理解してよいか。	担保権を設定した預金のマチュリティ・ミスマッチについては、今後、解釈集等において、明確化を図る予定です。
13	第 116 条 (信金第 114 条)	第 116 条(信金第 114 条)1 項 5 号口で、国債や地方債を担保に徴している場合、20%フロアの適用例外として、零パーセントのリスク・ウェイトを認めているが、担保価額を時価の 80%以下としているとの条件が付されており、結局 20%フロアと効果は殆ど変わらないと思われるので、口は不要ではないか。	当該条項を削除すると、大幅な超過担保を取る場合でも、0%リスク・ウェイトにすることができなくなります。
14	第 116 条 第 117 条 (信金第 114 条 115 条)	担保権設定の自行預金と非設定ながら相殺適状にある自行預金(第 117 条(信金第 115 条)みなし担保預金)とは、同一債務者で複数の融資口座がある場合、前者は特定の債権(融資口座)のみに担保権が設定されているので担保余力が生じて同一債務者の当該融資口座以外に信用リスク削減手法として流用することはできず、後者は任意に相殺できるという違いがあると理解してよいか。	どのような場合にどのような債権が被担保債権となり、相殺の自動債権になるかについては、法律上・契約上の様々な要件により異なり得ますので、一律の回答をすべきではないと思われます。なお、流動性預金等、残存期間の下限の制約により、規制上、信用リスク削減効果が認識できないものがありますので、ご留意下さい。

15	第 117 条 (信組第 92 条)	第 117 条(信組第 92 条)の規定(貸出金と自行預金の相殺)は、適格金融資産担保取引において「簡便手法」を用いる場合も適用できることを確認したい。	可能です。
16	第 120 条 第 121 条 第 125 条	①地域金融機関が多数の中小企業向け貸付のプールとしての信用リスクをクレジット・デリバティブによってリスク移転する場合に限り、2CE(支払不履行、法的破綻等)であっても 100%の信用リスク削減効果を享受できる特別措置があることが必要と考える。 ②免責額を全額自己資本控除とする 125 条は、前記と同様の取扱いが妥当と考える。	①については、17 年 3 月 31 日付回答の別紙 4 項番 29~32 でお答えしたとおりです。 ②については、免責額がある取引を、そうでない取引と全く同一に扱うことの妥当性に疑問があります。
17	第 122 条 第 2 号	第 122 条第 2 号において「適格格付機関が 4-2 以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」とあるが、保証人及びプロテクション提供者についても、第 51 条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを準用できるとの理解でよいか。第 51 条を準用していいのであれば、その旨の記述を追加いただきたい。	第 122 条第 2 号においては、第 51 条の考え方をを用いることで差し支えありません。
18	第 124 条	債券が格付けを有する場合、あるいは元本が保証人により保証されている債券が格付けを有する場合(金利、為替、クレジット、株価、ファンドのパフォーマンス、経済指標、物価指数あるいはこれらに類するものにクーポンなどのパフォーマンスが連動する債券を含む)、債券の発行体または保証人の格付けに応じたリスク・ウェイトを適用可能なことを確認させていただきたい。	①ご質問のうち「債券が格付けを有する場合」という部分については、商品の性質や格付の付された前提等を踏まえずに画一的な議論をすることは困難と考えられます。 ②保証の扱いについては、17 年 3 月 31 日付回答の別紙 4 項番 21 でお答えしたとおりです。
19	第 126 条 (信金第 124 条)	最近、信用保証協会による保証などにみられるいわゆる‘部分保証’は、第 126 条(信金第 124 条)の比例的な保証の一種と考えればよいか。	具体的な取引の取扱いについては、個別取引の商品性等に照らした検討が必要と考えられます。

20	第 130 条 (信金第 128 条)	総合口座、預金担保付当座貸越の ような期限の定めのない融資商品 の残存期間の扱いはどうなるの か。	定期性預金の満期を超える貸出が 行われない商品であれば、マチュ リティ・ミスマッチの勘案は不要 です。
21	第 130 条 (信金第 128 条)	第 130 条 (信金第 128 条) 第 1 項 第 1 号でエクスポージャーの残存 期間は、原則として、債務の履行 がなされる期日として考え得るも ののうち最も遅い期日とあるの で、猶予期間が設けられていない 限りにおいて、融資の期日が到来 している場合 (但し、延滞) は、 残存期間ゼロとなるのか。期限の 利益を喪失している場合も同様 か。	担保等を実行する必要がある場合 に、信用リスク削減手法の満期到 来前に確実に実行できるのであれ ば、マチュリティ・ミスマッチは 勘案不要です。
22	第 130 条 (信組第 104 条)	適格金融資産担保取引の簡便手法 以外の信用リスク削減手法につい て、信用リスク削減手法の残存期 間エクスポージャーの残存期間 を下回る場合であっても信用リス ク削減手法を適用できると考えて 良いか。	可能です。
23	第 131 条	旧告示案での「契約当初の時点に おいて」から今回「信用リスク削 減手法を勘案する当初の時点にお いて」と文言が変更となっている が、実質的な意味の変更はないこ とを確認したい。	例えば、定期預金が 1 月に設定さ れ、預金担保貸付が 6 月になされ た時、信用リスク削減手法の 「Original maturity」が 1 年以上 であることというバーゼルⅡの要 件は、6 月時点における残存期間 を基準にする、という点について 誤解のないよう、表現を改めたも のです。
24	第 131 条 第 1 項 第 1 号	「見直し後の告示案」第 131 条第 1 項第 1 号では、CRM 手法の残存期 間の下限の定義として「信用リス ク削減手法の残存期間が契約当初 の時点において一年を下回るとき 」とされていたところ、今回の 再見直しに伴い、「信用リスク削減 手法を勘案する当初の時点におい て、信用リスク削減手法の残存期 間が一年を下回るとき」と修正さ れている。「見直し後の告示案」の 定義は、バーゼルⅡ最終合意パラ グラフ 204 の定義に沿ったもので	同上

		あると理解しているが、「再見直し後の告示案」で修正されたその理由をご教示頂きたい。	
25	第 131 条 第 132 条 (信金第 129 条、 130 条)	第 131 条 (信金 129 条) に該当する場合には、第 132 条 (信金第 130 条) を適用することはできないという理解でよいか。	ご指摘のとおりです。
26	第 132 条 (信金第 130 条)	信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合は、調整率の算式が複雑なので、削減手法の適用をしないことは任意でよいか。	結構です。
27	第 133 条 (信金第 131 条)	複数の信用リスク削減手法は二重適用できない (エクスポージャーを任意に分割し、分割後のエクスポージャー毎に一の削減手法を用いる) こととなっている。これは、例えば、全てが金融機関保証付きの融資である (代理貸) 場合や全てが保証協会保証付融資である場合に、相殺適状預金あるいは担保権設定預金があっても、代理貸 (20%) や協会保証 (10%) のエクスポージャーを減額カウントしない限り (虫食い状態になる)、預金 (0%) を削減手法として適用することができないという理解でよいか。	「虫食い状態」というのがエクスポージャーの分割を意味するのであれば、それで結構です。
28	第 136 条	ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、証券化商品と同じ取扱いができるが、ファースト・トゥ・デフォルトにリンクする債券が格付けを取得している場合も証券化商品として取り扱おうと考えて良いか。	どのような取扱いが適当かについて、検討をすすめる予定です。

29	第 136 条	<p>クレジット・リンク債券、クレジット・リンク・ローンなどのリパッケージ債は、クレジット・デリバティブによる参照組織の信用リスク、担保債券、スワップカウンター・パーティーのリスクを保有しているため、ファースト・トゥ・デフォルトと同様にそれぞれのリスク・アセットを足し合わせて、信用リスク・アセットを計算すれば良いのか。担保債券とスワップ・カウンターパーティーが同一（または同一グループ）の場合は、スワップ・カウンターパーティーのリスクは考慮しなくても良いのか？こうした細かい内容については解釈集で明らかにして欲しい。</p>	<p>どのような取扱いが適切かについて、検討をすすめる予定です。</p>
30	信組 第 94 条	<p>信組告示第 94 条第 2 項中、「前項第 3 号」とあるが、第 3 号はないので修文すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正致しました。</p>
31	労金 第 83 条	<p>条文上段の括弧書き(条見出し)が欠落していると思われる。</p>	<p>前条と関連のある条文のため、本条については条見出しを付していません。よって、原案を維持致します。</p>